

会社法における 代表的な自己株式取得

制度調査部
堀内勇世

「会社法」の焦点シリーズ 27

【要約】

昨年6月29日に「会社法」が成立し、今年5月1日から施行された。

この会社法は、以前、株式会社などの会社に関する規制が商法などのいくつかの法律に散らばっていたのでそれをまとめるとともに、現在の社会経済情勢にあうように改正を施したものである。

旧法で自己株式取得の代表的なものであった「株主総会の授権に基づく自己株式取得」と「定款の授権に基づく自己株式取得」は、会社法においても引き継がれている。

ただし、細かい点につき改正が存在するので、簡単な図表を提示する。

1. 会社法における代表的な自己株式取得

会社法において、自己株式の取得は原則自由とされている。ただし一定の手続きなどは規定されている。

上場会社が市場取引により自己株式を取得する場合などの代表的なものとしては、次のものが存在する（次項の図表参照）。

（イ）【株主総会の授権に基づく自己株式取得】

株主総会で、取得しうる自己株式の授権枠を決議して、そのもとで取得する方法（会社法 156 条等参照）

（ロ）【定款の授権に基づく自己株式取得】（注）

定款の授権により、必要に応じて、取締役会の決議により、自己株式の取得を行う方法（会社法 165 条 2 項、459 条 1 項 1 号等参照）

（注）定款の授権に基づく自己株式取得にも、会社法 165 条 2 項等に基づく場合と、会社法 459 条 1 項 1 号等に基づくものが存在する。

後者の会社法 459 条とは、定款で配当や自己株式取得の権限を取締役に授権することができるとする規定である。例えば、具体例としては、アサツーディ・ケイ（9747）の例が存在する（平成 18 年 5 月 18 日付けのプレスリリース（適時開示書類）参照）。

2 . 代表的な自己株式取得の比較

図表 会社法の「株主総会の授権に基づく自己株式取得」と「定款の授権に基づく自己株式取得」

	株主総会の授権に基づく自己株式取得	定款の授権に基づく自己株式取得 (2種類)	
代表的な条文	会社法 156 条等	会社法 165 条 2 項等	会社法 459 条 1 項 1 号等 ^(* 1)
定款規定の要否	不要	必要	必要
決議機関	株主総会 (原則、普通決議)	取締役会	取締役会
取得の方法	<p>市場取引 証取法上の公開買付け</p> <p>実際の取得の段階で、株主に通知 (場合によっては公告) をなして応募してもらう方法 (次の a、b に分かれる)</p> <p>a . 特に株主を限定しない方法^(* 2)</p> <p>b . 決議の段階で売主となりうる株主を限定・特定する方法 (次のア、イに分かれる)</p> <p> b の場合、一定の要件を加えた「特別決議」が必要</p> <p>ア) 市場価格ある株式を市場価格以下で取得する場合</p> <p>イ) その他 対象外とされた株主に、自分も売主に加えることを請求する権利が決議の段階で発生 (イのみ) [定款で排除可能]</p>	<p>市場取引 証取法上の公開買付け</p>	<p>市場取引 証取法上の公開買付け</p> <p>実際の取得の段階で、株主に通知 (場合によっては公告) をなして応募してもらう方法 (次の a のみ)</p> <p>a . 特に株主を限定しない方法^(* 2)</p>
財源規制	会社法 462 条により算出される分配可能額の範囲内	同左	
決議の効力 (取得期間)	自己部式の取得期間も株主総会で決議されるが、その期間は最大 1 年間	自己部式の取得期間も取締役会で決議されるが、その期間は最大 1 年間	

(出所) 大和総研制度調査部作成

(* 1) 定款で配当や自己株式取得の権限を取締役に授権した場合である。

(* 2) 証取法 24 条の 6、27 条の 22 の 2 の規定に注意。上場会社が自己の上場株式を取得する場合などは、a の方法は証取法上許されないとされている。

3 . 参考

会社法化における自己株式取得については、以下のレポートも参照のこと。

- ・ 「自己株取得の法務省令案～会社法関連省令シリーズ - 4 ~ 」 (横山淳、2006.1.10 作成)